八％二％	を	二　その他のもの　八・四％

に改め、同表第六一一七・九〇号中

部分品		
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・一一・
二　その他のもの		

を

八％二％	を	部分品　八・四％

に改める。

別表第六二一四・九〇号中

五・		(二)　その他のもの
		A　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの
		B　その他のもの

を

八％三％	を	(二)　その他のもの　四・四％

に改める。

別表第六二一・一六項を次のように改める。

六二・一六		
六二一六・〇〇	手袋、ミトン及びミット	
	一　剣道用の小手	無税
	二　その他のもの	七・八％

別表第六三〇二・一〇号中

「	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・一一・
	二　その他のもの	

を

八％二％	を	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）　九・一％

に改め、同表第六三〇二・四〇号中

「	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・一一・
	二　その他のもの	

を

八％二％	を	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）　九・一％

に改め、同表第六三〇二・五三号及び第六三〇二・五九号中「六・四％」を「五・三％」に改める。

別表第六三〇三・一二号及び第六三〇三・一九号を次のように改める。

六三〇三・一二	合成繊維製のもの	九・一％
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九・一％

別表第六三〇三・九九号中「六・四％」を「五・三％」に改める。

別表第六三〇四・一一号中

「	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・一一・
	二　その他のもの	

を

八％二％	を	メリヤス編み又はクロセ編みのもの　九・一％

に改め、同表第六三〇四・一九号中「六・四％」を「五・三％」に改め、同表第六三〇四・九一号中

「	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一一・二％

を

メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一六・八％
二　その他のもの		一一・二％

に改め、同表第六三〇四・九九号中「六・四％」を「五・三％」に改める。

別表第七四・〇二項を次のように改める。

七四・〇二		
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	
	一　課税価格が一キログラムにつき四七五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	無税

別表第七四〇三・一一号から第七四〇三・一九号までを次のように改める。

七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税